

水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて

～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開に資する靱やかな学校施設を目指して～

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付
災害対策企画官

都外川 一幸



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

- 水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて（中間報告）
- 最終報告の作成に向けた検討状況
- 学校施設の水害対策に活用しうる補助制度

学校施設の被害状況（風水害・土砂災害）

校舎への床上浸水

令和2年7月豪雨



学校再開まで2か月弱臨時休校。

受変電設備への浸水

令和元年東日本台風



受変電設備(キュービクル)が浸水した場合、校舎等へ電気を送ることができない。

屋根ふき材等の飛散

令和元年房総半島台風



下地材も多数飛散したが、落下防止ネットが設置されていたため、部材の落下を防ぐことができた。

重要書類等への浸水

令和元年東日本台風



職員室が浸水した場合、指導要録等の重要書類が毀損する可能性がある。

学校施設の風水害・土砂災害対策

学校施設の風水害・土砂災害対策事例集

令和3年6月

発災時に、児童生徒等の安全の確保、避難所としての運営、学校教育活動の早期再開等に支障のないよう、学校設置者が風水害・土砂災害対策を実施することは重要であり、取組の参考となるようまとめた事例集です。

<ホームページ>

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bo-usai/mext_00001.html



台風等の風水害に対する学校施設の安全のために

令和2年3月

台風や集中豪雨等により発生する風水害に対して、学校施設の安全の確保や被害の軽減のため、各学校の設置者及び管理者において、主に施設面について点検、実施されることが望まれる措置等のポイントをまとめたリーフレットです。

<ホームページ>

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bo-usai/mext_00477.html



止水板により敷地内への浸水を防ぐ



通用門に設置した止水板

受変電設備等を浸水から守る



電気室の入口に設置した止水板



屋外キュービクルのかさ上げ



非常用発電機を屋上に設置

職員室の配置換えにより浸水から重要書類を守る



被災時の1階職員室 赤線：浸水高さ



2階に配置換えした職員室

防護壁を設置し、土砂の流入を防ぐ



防護壁による対策後の部室棟

水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて [中間報告]

～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開に資する靱やかな学校施設を目指して～

令和4年6月 学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議

第1章 近年の水害と学校施設を取り巻く現状

第2章 学校施設の水害対策の基本的な視点

第3章 学校施設の水害対策の検討の枠組み

第4章 国による推進方策

第1章 近年の水害と学校施設を取り巻く現状

1. 近年の水害による学校施設の被害

- ・近年、豪雨等の水害により、校舎や屋内運動場等への浸水等の被害が発生
- ・学校教育活動の早期再開にも支障

近年の主な激甚災害※1における学校の被害状況

災害名	都道府県数	物的被害※2		人的被害※3		休校等措置※4		避難所※4
		被害件数	被害内容	軽傷・重傷	死亡・不明	休校	短縮授業	
東日本大震災 (平成23年3月11日)	27都道府県 (東北・関東等)	7,984校	倒壊や半壊、津波による流出、浸水、地盤沈下、外壁・天井の落下、亀裂、ガラス破損など	655人	250人	3,860校	—	622校
平成28年(2016年)熊本地震 (4月14日、16日)	6県 (熊本、大分等)	942校	プレースの破断、天井・ガラス・配管等の破損、外壁等のひび割れなど	291人	5人	540校	11校	366校
平成30年北海道胆振東部地震 (9月6日)	1道 (北海道)	397校	地盤沈下、壁のひび割れ、校舎等の屋根・壁・窓ガラス等の破損など	0人	0人	2,040校	—	350校
平成28年台風第7号 (8月16日～18日)	4道県 (北海道・東北等)	66校	校舎等の浸水、屋根破損、倒木	0人	0人	—	—	—
平成28年台風第11号及び台風第9号 (8月20日～23日)	11都道県 (東北・関東等)	99校	校舎等の浸水、屋根破損、倒木	0人	0人	—	—	—
平成28年台風第10号 (8月26日～31日)	8都道県 (北海道・東北等)	229校	校舎等の浸水、屋根等の破損、敷地の一部崩れ、フェンス倒壊、倒木、グラウンドへの土砂流入	0人	0人	—	—	—
平成30年7月豪雨 (6月28日～7月8日)	31道府県 (中国・四国等)	667校	床上浸水、法面崩落、校舎等の屋根・ガラス等の破損等	0人	0人	2,252校	553校	123校
令和元年東日本台風 (10月10日～13日)	31道府県 (関東・東北等)	2,170校 うち浸水被害209校	床上浸水(校舎・体育館)、グラウンドの浸水、法面崩壊、倒木、ガラス・フェンス破損、屋根破損等	0人	0人	294校	134校	610校
令和2年7月豪雨 (7月1日～31日)	33府県 (東海・九州等)	252校 うち浸水被害33校	床上浸水(校舎・体育館)、グラウンドの浸水、冠水、雨漏り、土砂流入、法面崩壊等	0人	0人	2,114校	912校	283校



平成30年7月豪雨
校舎への床上浸水 ※学校再開まで2か月弱臨時休校



令和2年7月豪雨
※学校再開まで1か月弱臨時休校

※1 令和3年版防災白書をもとに、東日本大震災及び平成28年度以降に発生し、激甚災害(本激)に指定された災害を対象とする。
 ※2 物的被害は、最終報の数字より、国公私立学校の合計を記載している。
 ※3 人的被害は、学校管理下の被害について、最終報の数字より、児童生徒等と教職員等について、国公私立学校の合計を記載している。
 ※4 休校等措置及び避難所については、国公私立学校の合計とし、被害報の中の最大数を記載している。

第1章 近年の水害と学校施設を取り巻く現状

2. 国の水害対策と学校施設の防災に係る取組

・流域治水への転換（令和3年5月流域治水関連法制定）

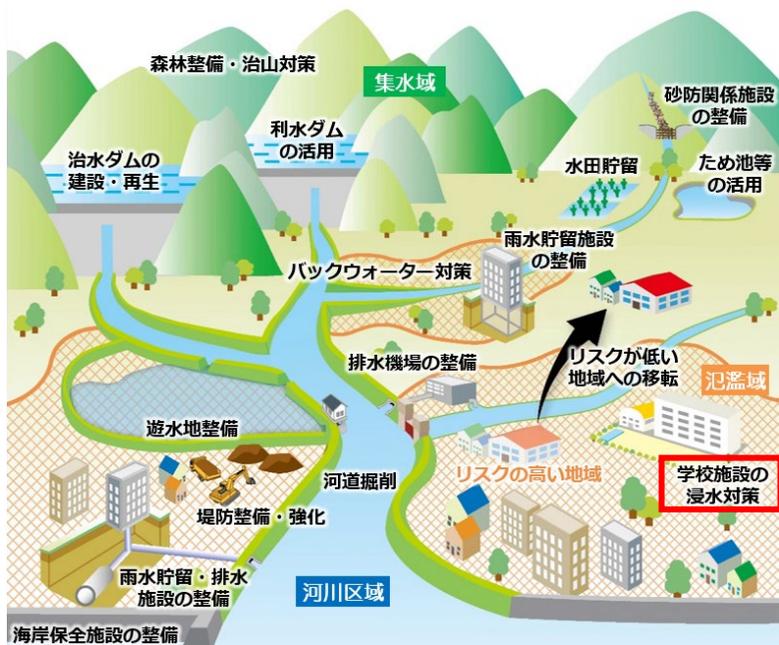
⇒集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域としてとらえ、流域に関わるあらゆる関係者により、地域の特性に応じ、ハード・ソフトの両面から流域全体で治水対策に取り組む

・学校施設の水害対策の状況

⇒全国の公立学校の約20%が浸水想定区域に立地※ うち学校施設内や受変電設備への浸水対策済みの学校が約15%

※浸水想定区域に立地し要配慮者利用施設として位置づけられた学校

流域治水対策のイメージ



浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査

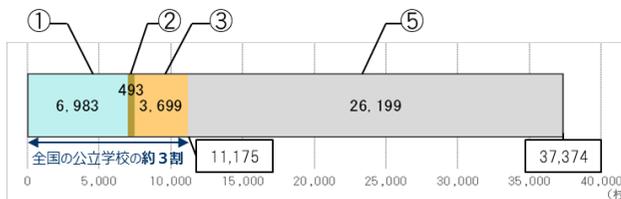
令和2年10月1日現在

浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地し、要配慮者利用施設として位置づけられた学校

	学校数 (校)	割合 (%)
全国の公立学校数 ※	37,374	—
浸水想定区域に立地し、要配慮者利用施設として位置づけられた学校	7,476	20.0
① 浸水想定区域のみに立地し、要配慮者利用施設として位置づけられた学校	6,983	18.7
② 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地し、要配慮者利用施設として位置づけられた学校	493	1.3
土砂災害警戒区域に立地し、要配慮者利用施設として位置づけられた学校	4,192	11.2
③ 土砂災害警戒区域のみに立地し、要配慮者利用施設として位置づけられた学校	3,699	9.9
④ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地し、要配慮者利用施設として位置づけられた学校	493	1.3
⑤ いずれにも該当しない学校	26,199	70.1

※ 全国の公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

※ 休校中の学校、仮設の校舎・屋内運動場については調査対象外



ハード面の対策実施状況（浸水想定区域）

	学校数 (校)	割合 (%)
浸水想定区域に立地し、要配慮者利用施設として位置づけられた学校	7,476	—
学校施設内への浸水対策	1,102	14.7
受変電設備の浸水対策	1,125	15.0
重要書類等の保管場所の浸水対策	2,728	36.5

ソフト面の対策実施状況（浸水想定区域）

	学校数 (校)	割合 (%)
浸水想定区域に立地し、要配慮者利用施設として位置づけられた学校	7,476	—
避難確保計画の作成	6,365	85.1
避難確保計画に基づく避難訓練の実施	5,375	71.9
防災教育の実施	6,696	89.6

第2章 学校施設の水害対策の基本的な視点

1. 流域治水等に対して学校施設が担う役割

(発災時に、学校施設として第一に果たすべき役割)

- ・緊急時の幼児児童生徒等の安全確保
- ・学校教育活動の早期再開

(公共施設の一つとしての地域防災上の役割)

- ・地域の避難所や避難場所としての機能
- ・流域治水の取組への参加（雨水貯留機能の向上等）

2. 水害リスクを踏まえた対策の実施

- ・想定最大規模（1,000年に1度程度の割合で発生する降雨）の浸水想定だけでなく、より発生確率の高い浸水想定にも着目して対策を検討
- ・発生確率ごとの浸水想定に対して、事前避難等によるソフト面と施設整備によるハード面の両面から水害対策を検討・実施

3. 学校設置者と治水担当部局や防災担当部局等の連携体制の構築

- ・専門的な知見が求められるハザード情報の把握や、河川整備・まちづくりの方向性の把握に当たって、担当部局と連携

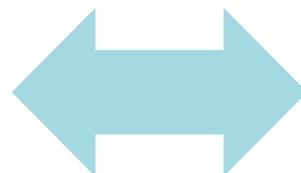
4. 学校施設における土砂災害防止対策の実施

- ・土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備
- ・特定開発行為の許可や建築基準法への適合（新築・改築・改修時）

1. 域内のハザード情報の把握



2. 域内の水害対策の取組の
方向性や優先度の検討



3. 個々の学校施設の
対策内容の検討

4. 流域内の雨水貯留機能の
向上に資する取組の検討

第3章 学校施設の水害対策の検討の枠組み

1. 域内のハザード情報の把握

・治水担当部局等に協力を要請し、以下の浸水想定区域図等から、想定浸水深、発生確率、浸水継続時間等の情報を整理

① 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長が公表する浸水想定区域等（洪水等の発生確率、想定浸水深、浸水継続時間等）

② 市町村等が公表するハザードマップ[°]（浸水想定区域への該当状況等）

③ 地形図、実測等から、浸水リスクの高い地形等（浸水しやすい地域の評価）

（浸水リスクの高い地形の例）

- ・周辺の土地と比べて低いと判断される窪地
- ・複数河川の合流点（特に支川）
- ・鉄道や道路などの連続した盛土があり、水をせき止める場合
- ・河川下流域において狭窄部がある場合 など

④ 浸水実績

ハザード情報の把握に活用できるハザードマップ等

		規模等	相談先 [※]
洪水	洪水浸水想定区域図（国管理）	想定最大規模 計画規模	国土交通省 河川関係事務所
	洪水浸水想定区域図（都道府県管理）	想定最大規模 計画規模	都道府県 河川担当部局
	洪水ハザードマップ	想定最大規模 計画規模	市町村 防災担当部局
内水	雨水出水浸水想定区域図	想定最大規模 既往最大規模 等	都道府県、市町村 下水道担当部局
	内水ハザードマップ	想定最大規模 既往最大規模 等	市町村 防災担当部局
高潮	高潮浸水想定区域図	想定最大規模	都道府県 海岸担当部局
	高潮ハザードマップ	想定最大規模 既往最大規模 等	市町村 防災担当部局
土砂	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	都道府県 砂防担当部局
	土砂災害ハザードマップ	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	市町村 防災担当部局

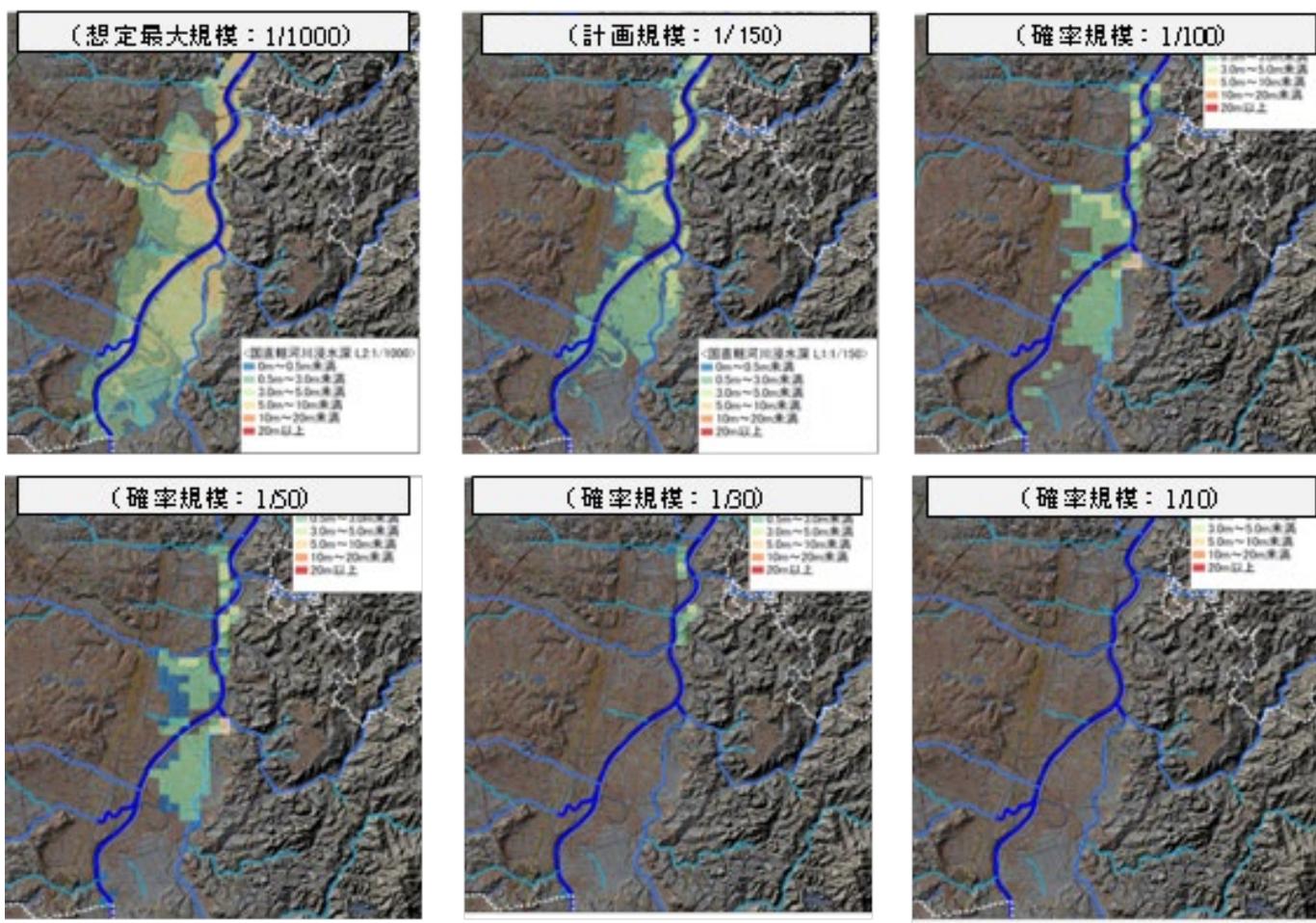
第3章 学校施設の水害対策の検討の枠組み

1. 域内のハザード情報の把握

(多段階のハザード情報の活用)

- ・想定最大規模 (1/1000) だけでなく、より頻度の高い浸水想定 (1/10, 1/30, 1/50, 1/100等) も活用して、水害対策を検討
- ・簡易的に、外水氾濫の計画規模と想定最大規模及び内水氾濫の想定浸水深を確認し、対策を検討することも考えられる

多段階の浸水想定区域図の例



第3章 学校施設の水害対策の検討の枠組み

2. 域内の学校施設の水害対策の取組の方向性や優先度の検討

○学校施設の脆弱性の確認

- ・人的被害（要配慮者の有無、避難経路・スペースの確保状況等）
- ・社会的損失（教育活動の長期中断、避難所機能の喪失等）
- ・経済的損失（復旧に掛かる負担等）

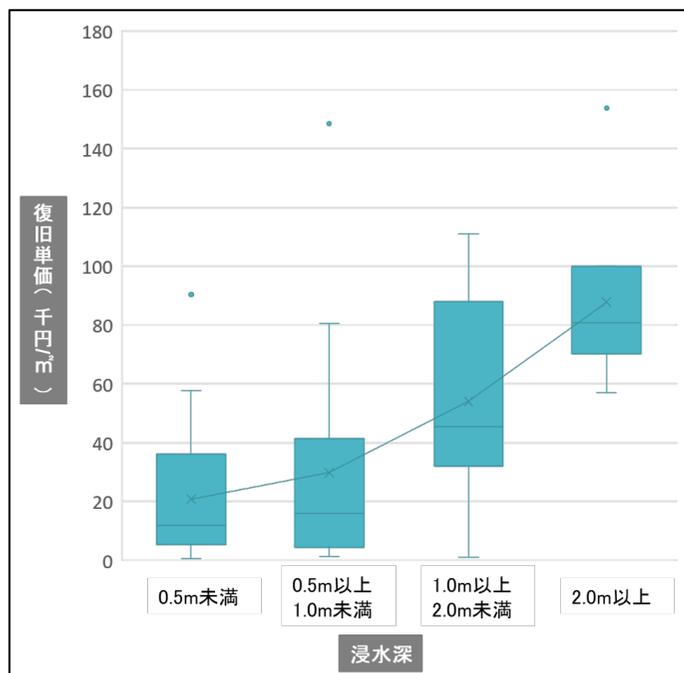
○水害対策の方向性

- ・浸水の頻度・浸水深の二軸からソフト・ハードそれぞれで対応する範囲を見定めて、対策を検討

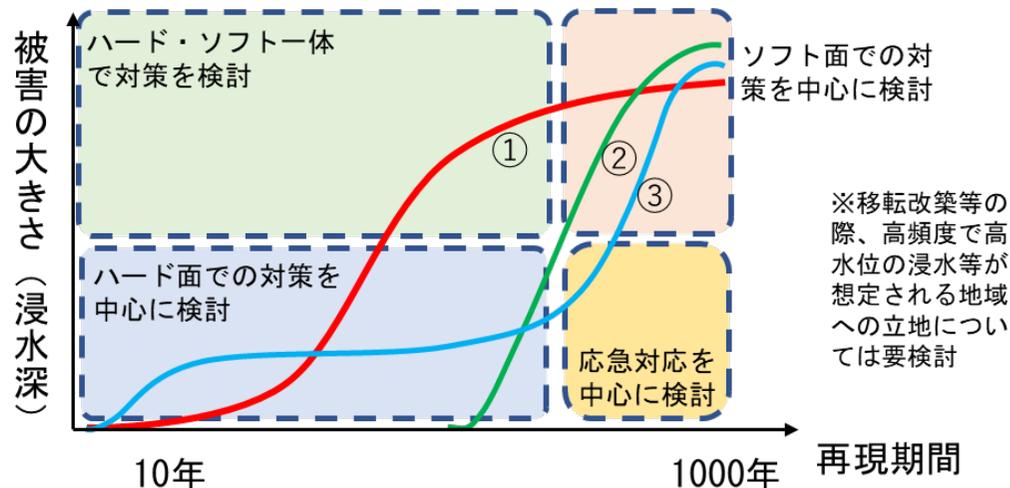
○水害対策の優先度

- ・施設の脆弱性の観点を考慮した上で、浸水の発生確率を踏まえながら、優先順位を検討

災害復旧に掛かった復旧費の単価と浸水深の関係



学校施設の水害対策の方向性のイメージ



- ① 中頻度～低頻度で大きな被害を受けるおそれのある地域
- ② 低頻度で甚大な被害を受けるおそれのある地域
- ③ 高頻度と低頻度で被害を受けるおそれのある地域

第3章 学校施設の水害対策の検討の枠組み

3. 個々の学校施設の対策内容の検討

○緊急時に児童生徒等の安全を確保するための対策

[対象とする降雨規模の例：想定最大規模]

- ・緊急的な安全確保の場所の確保（上階待機、周囲の高層建物への避難等）
- ・垂直避難のための避難路のバリアフリー化 など

○学校教育活動の早期再開等に資する対策

[対象とする降雨規模の例：確率年1/100以上]

- ・浸水リスクの低い場所への受変電設備等の建築設備の設置
- ・施設内への浸水を防止する対策（止水板等を設置。職員室、機械室、受変電設備など機能継続上重要な諸室、敷地など。）
- ・浸水時に大きな被害が見込まれる諸室（職員室等）の上階への配置
- ・新增改築時の基礎、敷地のかさ上げ（高台化）など

○地域の避難所等の機能の確保に資する対策

架台の設置による受変電設備への浸水対策①

対策内容

- ・浸水被害を受けた際に、受変電設備への浸水により、復旧が遅れたことから、受変電設備の浸水対策を検討
→当時の浸水深を踏まえて、高さ2.5mの架台を設置

対策費用

- ・架台に要した費用
約690万円
※受変電設備の整備に要した費用は除く

過去の浸水被害、浸水想定等

- ・過去の浸水被害
床上1.5m程度
※想定浸水深（計画規模）
3.0～5.0m



架台の上に設置された受変電設備

高床化による校舎への浸水対策

対策内容

- ・老朽化した学校施設の整備に当たり、浸水想定区域外への移転や現地での改築について検討
→小学校区との位置関係、他の文教施設との関係、地域住民の意向等により移転ではなく、現地での改築を選択
- ・地盤の嵩上げも検討
→周辺の住宅地への流水による影響を考慮し、地盤の嵩上げは行わず
⇒過去の浸水深等を踏まえ、建物全体の床を2.6m高くしつつ、教職員、児童生徒や地域住民の避難経路を確保

対策費用

- ・総工費 約17億円
- ・うち高床化に要した費用
約2.8億円（総工費の約2割程度）
※盛土による嵩上げの場合 約1.7億円（参考）
校舎約8,400㎡のうち高床部分約7,500㎡

過去の浸水被害、浸水想定等

- ・河川の中州に立地
- ・想定浸水深（想定最大規模）
0.5～3.0m
- ・過去の浸水被害
1.0m程度



高床構造の校舎

止水板による受変電設備への浸水対策

対策内容

- ・豪雨被害を受けた際に、電気室へ浸水の恐れがあったことから、浸水対策を検討
→電気室の入口に高さ50cmの止水板を2枚重ねる形で設置（常時設置）

対策費用

- ・止水板に要した費用
約130万円
※設置時の工事に要した費用等も含む

過去の浸水被害、浸水想定等

- ・想定浸水深（計画規模）
0.5m未満
※想定浸水深（想定最大規模）
0.5m～3.0m



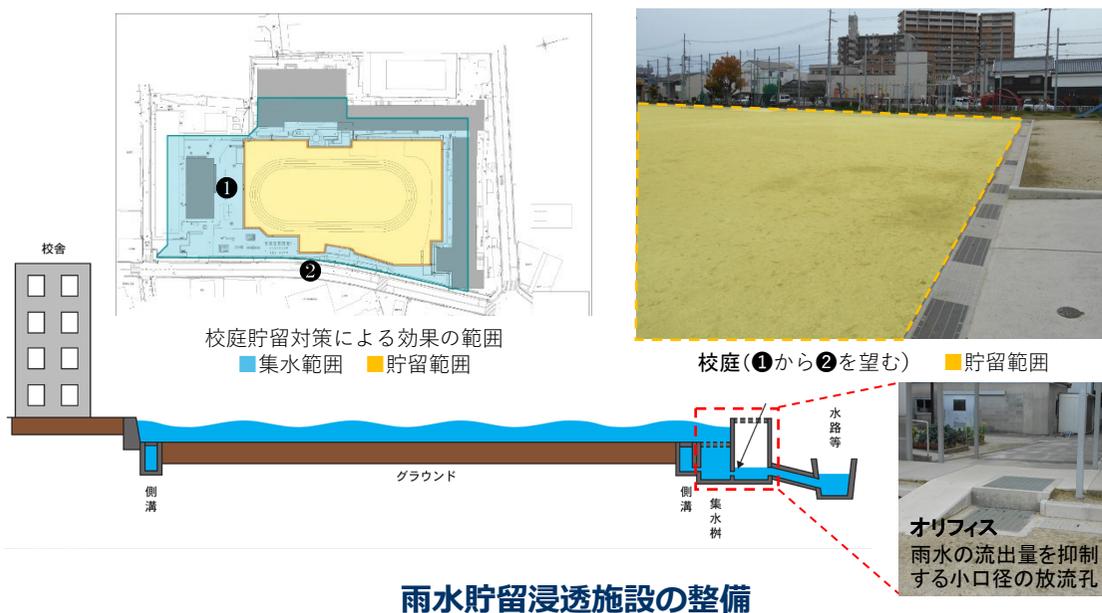
電気室の入口に設置された止水板

第3章 学校施設の水害対策の検討の枠組み

4. 流域内の雨水貯留機能の向上に資する取組の検討

○治水担当部局による雨水貯留浸透施設等の設置への協力

⇒学校教育活動の早期再開等にも資するため、学校設置者も治水担当部局の検討に協力



校庭の地下への雨水貯留槽の設置

第4章 国による推進方策

○関係省庁との連携による水害対策の推進（通知の発出）

○具体的な対策の手順等を示した手引きの策定

○水害対策推進に係る財政的な支援

○災害復旧事業の運用改善 など

○ケーススタディの実施（A市、B市）

（目的）

- ・中間報告において示した学校施設の水害対策の基本的な事項をもとに、実際の自治体に当てはめて、対策の手順等を整理する。
- ・どの自治体においても実施しやすい対策の手順等となるよう、検討を行う。

（整理事項）

- ・自治体内の連携体制の整備
- ・ハザード情報と学校の位置関係等の整理
- ・学校施設のソフト・ハード対策や整備方針等の検討

→ 検討手順を整理

○水害対策のポイントと事例

○活用できる補助制度や取組事例の紹介

国、都道府県、市町村等の関係者で実施する「流域治水協議会」や幹事会、担当者会議

連携

【市】

○豪雨被害等を踏まえ、河川部局、防災部局、まちづくり部局、公共施設所管部署（学校、要配慮者利用施設等）等で連携して、流域治水の検討体制（調整会議）を整備し、全庁的に水害対策を実施。

＜学校施設の水害対策に関わる関係部局の役割＞

- ・河川部局：自治体内の水害対策の取りまとめ、浸水想定区域図などの最新データの収集、学校を含む公共施設の位置との重ね合わせ図の作成、都道府県河川部局、国土交通省河川事務所との窓口
- ・下水道担当部局：内水のハザード情報の提供
- ・まちづくり部局、住宅・建築部局、港湾部局：都市計画や水害対策技術の観点からの提案
- ・防災部局：学校施設を含む自治体内の避難所や避難場所としての機能の確保
- ・教育委員会：学校施設の水害対策の整備方針・計画等の検討
- ・学校：室の配置計画など、学校ごとに検討を要する事項についての意見出し

連携

【県】

河川部局：県管理河川（一級水系・二級水系）の河川のハザード情報や整備計画の提供 など

連携

【国土交通省河川事務所】
一級水系の河川のハザード情報や整備計画の提供、水害対策全般の知見の提供 など

国、都道府県、市町村等の関係者で実施する「流域治水協議会」や幹事会、担当者会議

連携

【市】

○自治体内の既にある河川部局、防災部局、まちづくり部局等で検討する体制（調整会議）に、教育委員会も参加し、学校施設の水害対策を急ぐ。

＜学校施設の水害対策に関わる関係部局の役割＞

- ・河川部局、防災部局、：自治体内の水害対策全体の取りまとめ
まちづくり部局
- ・防災部局：浸水想定区域図などの最新データの収集
- ・河川部局、：都道府県河川部局、国土交通省河川事務所との窓口
防災部局
- ・下水道担当部局：内水の手洗い場のハザード情報の提供
- ・教育委員会、：避難所にもなる学校施設の位置の重ね合わせ図の
防災部局 作成、水害対策の整備方針・計画等の検討
- ・学校：室の配置計画など、学校ごとに検討を要する事項の意見出し

連携

【県】

河川部局：県管理河川（一級水系・二級水系）の河川のハザード情報や整備計画の提供 など

連携

【国土交通省河川事務所】
一級水系の河川のハザード情報や整備計画の提供、水害対策全般の知見の提供 など

自治体内の連携体制の整備（参考）

河川部局がない自治体、小規模自治体等

検討中

・国、都道府県、市町村等の関係者で実施する「流域治水協議会」や幹事会、担当者会議

連携

【市町村】

- ・まちづくり部局・建設部局・防災部局が中心となって自治体内の水害対策を検討。
- ・中山間地域の自治体では、森林や農地の担当部局が、水路の管理の役割や、まちづくりの中で役割を担っている場合があるため、連携部局になることが考えられる。
- ・教育委員会は、学校施設の水害対策の整備方針・計画等を検討。

※担当部局は自治体内の実情に応じて異なることに留意

- 国・県の河川の氾濫が懸念される場合には、市町村における検討の場に河川管理者(河川事務所・県)も加わり、右記のように支援を行う。
- 流域治水協議会等の場で、各市町村の取組を共有することにより、このような市町村を支援することも重要。

支援

【県】

河川部局：県管理河川（一級水系・二級水系）の河川のハザード情報の提供や解説、河川に関する知識の提供、水害対策の優先度への助言 など

支援

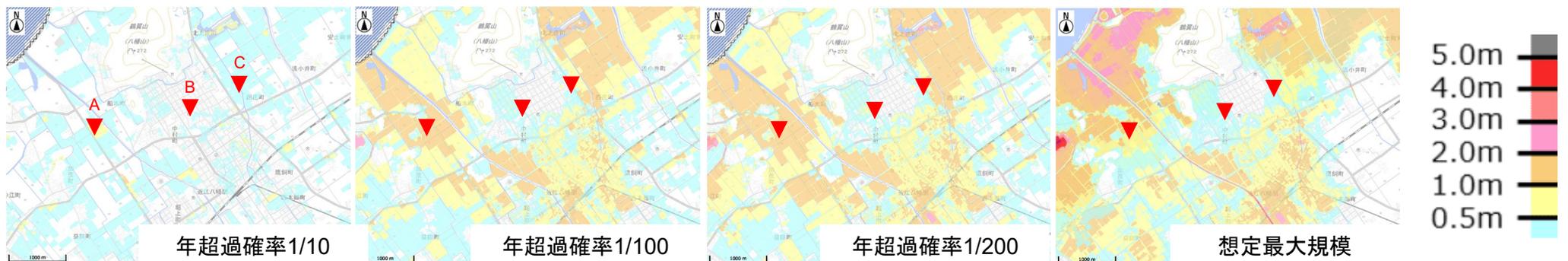
【国土交通省河川事務所】

一級水系の河川のハザード情報の提供、水害対策全般の知見の提供や解説、河川に関する知識の提供、水害対策の優先度への助言 など

○ これまでに公表されている浸水想定区域図を基に水害対策の検討、実施を進めることが重要。

1. 浸水想定区域図（確率年別）等と学校の位置の重ね合わせ

- 河川管理者からの年超過確率別の浸水深等のデータと学校の位置と重ね合わせる。
 - ※浸水深のデータは、幅を持たせた形（例：0.5～2.0m）ではなく、明示的な数値（例：1.2m）で整理。
 - ※合わせて学校周辺のハザード情報も把握する。
- 河川の整備計画を踏まえた浸水想定区域図等を活用する。



2. 学校ごとにハザード情報を整理（想定浸水深、確率年）

	洪水					内水	高潮	土砂		浸水歴
	1/10	1/50	1/100	1/200	想定最大			警戒	特別警戒	
A校	●m	●m	●m	●m	●m	-	●m	○	-	●
B校	-	-	-	●m	●m	●m	-	-	-	
C校	-	●m	●m	●m	●m	-	-	-	-	●

- 重ね合わせ図を作成しなくても、作成可能。
- 確率年と浸水深は、短期河道（R7末）のデータ。1/100は中長期河道のデータを確認。
- 内水氾濫など浅い浸水へ対策する場合、学校敷地内で浸水する範囲を確認することも有効（対策箇所を絞ることができるため）

- **緊急時の幼児児童生徒等の安全確保**

- **学校教育活動の早期再開（施設の被害軽減・早期復旧）**
（整備方針の例）
 - ・ 既存の学校施設の長寿命化改修の際に合わせて整備する
（優先度の高い学校施設は早期に着手できるよう長寿命化計画を調整）

 - ・ 特に重要な対策は、早期に重点的に整備

- **地域の避難所等としての機能の確保に資する対策**

- **流域内の雨水貯留機能の向上に資する取組**

(参考) 長寿命化改修の紹介

1. 長寿命化改修とは

学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるための新しい改修方法。従来のように建築後40年程度で建て替えるのではなく、コストを抑えながら建て替え同等の教育環境の確保が可能。

2. 長寿命化改修のメリット

① 工事費用の縮減, 工期の短縮が可能

- ・構造体(柱やはり)の工事が大幅に減少するため, 工事費用が建て替えと比較して**4割程度縮減**。
- ・工期も大幅に短縮



環境に配慮した学校施設として再生

② 建て替えた場合と同等の教育環境の確保が可能

- ・ライフラインや仕上げ, 機能の一新が可能
- ・間取りを変更することも可能

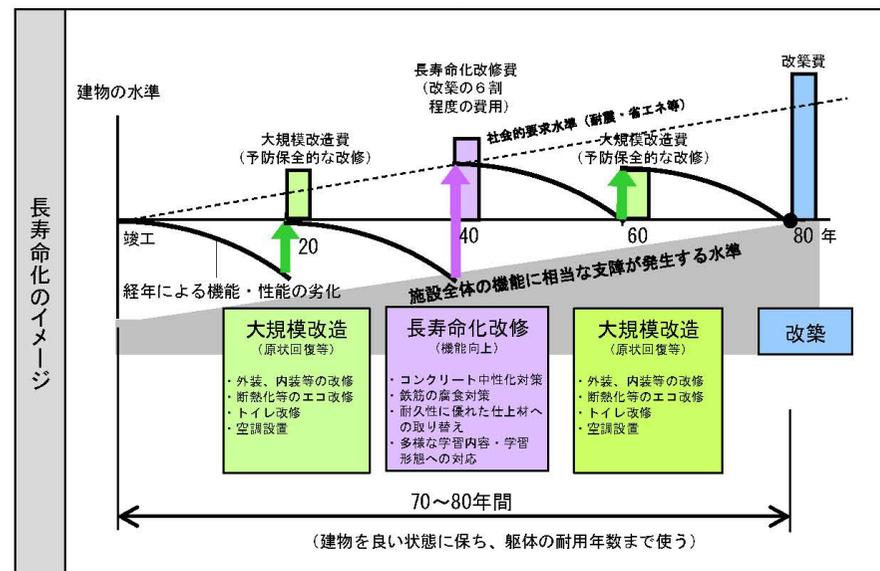
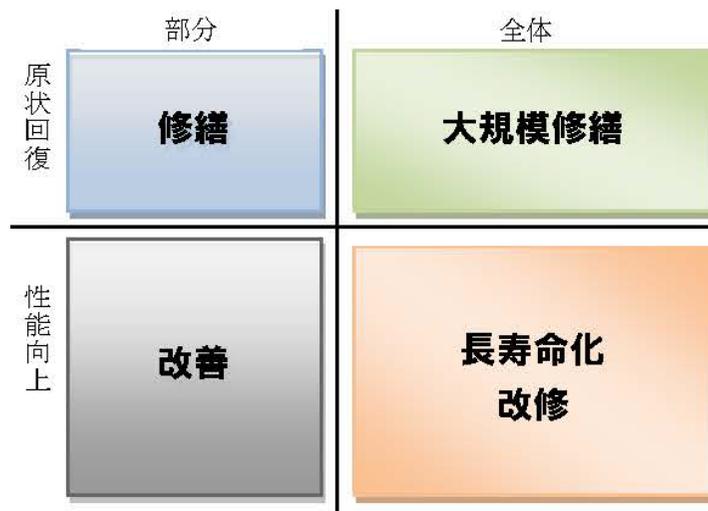


③ 廃棄物量が少ない

- ・排出する廃棄物が少なく環境負荷が少ない
- ・廃棄物処理に係るコストの削減が可能



改修に併せて多目的に活用できるワークスペースを整備



学校施設の水害対策に活用しうる補助制度

○学校施設の水害・土砂災害対策等を目的とした整備の際に活用できる支援制度

- ・防災機能強化事業（学校施設環境改善交付金）【全般（校舎の移転を除く）】（文部科学省）
- ・緊急防災・減災事業債【全般（校舎の移転を除く）】（総務省）
- ・新世代下水道支援事業 水環境創造事業（水循環再生型）【貯留槽の設置等】（国土交通省）

○支援制度の主目的に沿った事業を実施する際に併せて学校施設の水害・土砂災害対策も行なえるもの

＜学校施設の整備に併せて、水害・土砂災害対策も実施する場合＞

- ・新增築事業（公立学校施設整備費負担金）、改築・改修等事業（学校施設環境改善交付金）（文部科学省）

＜ハザード情報と学校の位置関係等を整理する場合＞

- ・水害リスク情報整備推進事業【洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップの作成】（国土交通省）
- ・内水浸水リスクマネジメント推進事業【浸水想定区域図・ハザードマップの作成】（国土交通省）

＜下水道浸水被害軽減総合計画に基づき、都市部における学校施設の水害対策等を実施する場合＞

- ・下水道浸水被害軽減総合事業【貯留槽の設置・止水板の購入等】（国土交通省）

＜一級河川又は二級河川の流域内にある学校施設の水害対策を実施する場合＞

- ・流域貯留浸透事業【貯留槽の設置等】（国土交通省）

＜立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域内へ学校施設の移転等を実施する場合＞

- ・都市構造再編集中支援事業【全般】（国土交通省）

学校施設の水害対策に活用しうる補助制度

○特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴い新たに活用できるようになった支援制度

<住居の集団的移転に併せて、学校施設を移転するために土地の取得や造成を実施する場合>

- ・防災集団移転促進事業【移転に伴う土地の取得・造成】（国土交通省）
- ・特定都市河川浸水被害対策推進事業【貯留槽の設置等】（国土交通省）

学校施設の水害対策に活用しうる支援制度

学校施設の水害・土砂災害対策等を目的とした整備の際に活用できる支援制度

防災機能強化事業（学校施設環境改善交付金） 【全般（校舎の移転を除く）】（文部科学省）	
内容	学校施設が、発災時において、児童生徒等を事故等から守るとともに、応急避難場所としての必要な機能が発揮できるよう、防災機能の強化を図る事業（対象の一例） <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留に資する貯水槽の整備 ・受変電設備の高上げや上層階への移設等 ・止水板・止水扉の設置
支援対象	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校 ※中等教育学校（後期課程）及び高等学校については「屋外防災施設」のみ対象
補助率（措置率）	1/3（1校あたり400万円以上2億円以下の事業を対象とする）
担当部局	文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課 TEL：03-6734-2466

緊急防災・減災事業債 【全般（校舎の移転を除く）】（総務省）	
内容	全国的に緊急的に実施する必要が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業（事業期間は令和7年度まで） （対象の一例） <ul style="list-style-type: none"> ・浸水・土砂災害対策のための施設整備（受変電設備の高上げや上階への移設、止水板や防水扉の設置等） ・指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設整備（トイレ、シャワー、空調、Wi-Fiの整備等）
支援対象	地方公共団体
補助率（措置率）	元利償還金の70%を地方交付税措置（充当率100%）
担当部局	総務省 自治財政局 地方債課 TEL:03-5253-5628

学校施設の水害対策に活用しうる支援制度

学校施設の水害・土砂災害対策等を目的とした整備の際に活用できる支援制度

新世代下水道支援事業 水環境創造事業（水循環再生型） 【貯留槽の設置等】（国土交通省）

内容	水循環を良好な状態に維持・回復するため、または、雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備 (対象の一例) ・雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造
支援対象	地方公共団体（都道府県、市町村）、民間企業等
補助率 (措置率)	1/3等
担当部局	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 TEL:03-5253-8430

学校施設の水害対策に活用しうる支援制度

支援制度の主目的に沿った事業を実施する際に併せて学校施設の水害・土砂災害対策も行えるもの

学校施設の整備に併せて、水害・土砂災害対策も実施する場合

新增築事業（公立学校施設整備負担金） 改築・改修等事業（学校施設環境改善交付金） （文部科学省）	
内容	①教室の不足を解消するための校舎等の新築、増築（負担金） ②学校施設の改築、改修等の事業（交付金）
支援対象	公立の義務教育諸学校等
補助率（措置率）	①原則1/2 ②原則1/3
担当部局	文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課 TEL：03-6734-2463（負担金） 03-6734-2466（交付金）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・新增改築の事業と併せて雨水貯留槽を設置する際に、次の2つの要件を満たす場合は補助単価に加算が可能（2.0%） <ol style="list-style-type: none"> ①水防法に規定された浸水想定区域内に立地しており、かつ、市町村地域防災計画で要配慮者利用施設として位置づけられている ②新增改築する建物の基礎部分に雨水貯留槽を整備する ・改築・改修等の各補助事業の要件を満たすことを前提に、諸室（職員室、普通教室、特別教室、放送室等）の上階移転等の対策も可能。

ハザード情報と学校の位置関係等を整理する場合

水害リスク情報整備推進事業 【洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップの作成】（国土交通省）	
内容	洪水の浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援（ハード整備がない場合であっても支援）（事業期間中は、洪水浸水想定区域図については令和7年度まで、洪水ハザードマップについては令和8年度まで） （対象の一例） <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップの作成 ・避難所として指定されている学校施設ごとの浸水深（想定最大規模）の確認
支援対象	（洪水浸水想定区域図） 地方公共団体（都道府県） （洪水ハザードマップ ※都道府県が市区町村に対し事業費の1/3以上を負担する場合に限る） 地方公共団体（市町村）
補助率（措置率）	1/3
担当部局	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室 TEL:03-5253-8460
備考	https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001476770.pdf

学校施設の水害対策に活用しうる支援制度

支援制度の主目的に沿った事業を実施する際に併せて学校施設の水害・土砂災害対策も行えるもの

ハザード情報と学校の位置関係等を整理する場合

内水浸水リスクマネジメント推進事業 【浸水想定区域図・ハザードマップの作成】（国土交通省）

内容	雨水出水の浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援 (対象の一例) ・浸水想定区域図やハザードマップの作成 ・浸水想定区域図やハザードマップを作成、更新する際に合わせて、浸水想定区域図（確率年別）等と学校の位置の重ね合わせ図の作成、学校ごとのハザード情報一覧表（想定浸水深、確率年等）の作成
支援対象	(浸水想定区域図) 地方公共団体（都道府県、市町村） (ハザードマップ) 地方公共団体（市町村）
補助率 (措置率)	1/2
担当部局	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 TEL:03-5253-8430

下水道浸水被害軽減総合計画に基づき、都市部における学校施設の水害対策を実施する場合

下水道浸水被害軽減総合事業 【貯留槽の設置・止水板の購入等】（国土交通省）

内容	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策 (対象の一例) ・雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設 ・透水性舗装の整備 ・止水板の購入等
支援対象	地方公共団体（都道府県、市町村）、民間企業等
補助率 (措置率)	1/3等
担当部局	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 TEL:03-5253-8430

学校施設の水害対策に活用しうる支援制度

支援制度の主目的に沿った事業を実施する際に併せて学校施設の水害・土砂災害対策も行えるもの

一級河川又は二級河川の流域内にある学校施設の水害対策を実施する場合

流域貯留浸透事業 【貯留槽の設置等】（国土交通省）	
内容	近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、一級河川又は二級河川の流域内において、地方公共団体が主体となり、流域対策など総合的な治水対策を推進することを目的とした事業 (対象の一例) ・貯留若しくは浸透又はその両方の機能をもつ施設の整備 (各戸貯留、池沼及びため池等) ※通常の河道改修方式と比較して経済的であるもの
支援対象	地方公共団体（都道府県、市町村）、民間企業等
補助率 (措置率)	1/3
担当部局	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 TEL:03-5253-8455
備考	http://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/pdf/2022/kasengaiyou2022_4.pdf <P.49>

立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域内へ学校施設の移転等を実施する場合

都市構造再編集中支援事業 【全般】（国土交通省）	
内容	立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住者環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造は再編を図ることを目的とする事業 (対象の一例) ・災害ハザードエリアからの移転（移転・整備に要する費用） ・地域の防災のために必要な施設の整備等
支援対象	地方公共団体（都道府県、市町村）、民間企業等
補助率 (措置率)	1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域内等）
担当部局	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL:03-5253-8412
備考	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001359522.pdf

学校施設の水害対策に活用しうる支援制度

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴い新たに活用できるようになった支援制度

住居の集団的移転に併せて、学校施設を移転するために土地の取得や造成を実施する場合

防災集団移転促進事業 【移転に伴う土地の取得・造成】（国土交通省）

内容	住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等 (対象の一例) ・住宅団地（集団移転に関連して移転が必要な要配慮者施設用地を含む）の取得及び造成に対する補助
支援対象	地方公共団体（市町村）
補助率 (措置率)	3/4
担当部局	国土交通省 都市局 都市安全課 TEL:03-5253-8400
備考	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001475362.pdf

特定都市河川の流域内にある学校施設の水害対策を実施する場合

特定都市河川浸水被害対策推進事業 【貯留槽の設置等】（国土交通省）

内容	特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域において、浸水被害防止のための雨水貯留浸透施設を計画的・集中的に整備することにより、早期に治水安全度を向上させることを目的とする事業 (対象の一例) ・貯留・浸透機能を持つ施設の整備（校庭貯留、地下貯留等） ・既設の調整池、池沼又は溜め池の改良 ※雨水貯留浸透施設整備計画に基づき、民間企業等が実施する事業についても対象となる
支援対象	地方公共団体（都道府県、市町村）、民間企業等 ※指定区間内の一級河川又は二級河川の流域において、市区町村又は民間企業等が整備する場合、都道府県等が事業費の一部を負担する事業に限る
補助率 (措置率)	1/2
担当部局	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 TEL:03-5253-8455
備考	http://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/pdf/2022/kasengaiyou2022_4.pdf <P.48>

緊急防災・減災事業債、特別交付税措置（総務省）

6-1 指定避難所 （防災機能の強化、修繕、資機材整備、耐震化）

対象事業

- 【指定避難所の防災機能の強化】
電源設備等の高上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等。
- 【地域防災計画、耐震改修を進める必要があるとされた指定避難所の耐震化】
- 【避難施設の修繕、資機材等整備】（非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水機等）

【事業イメージ】



留意事項

< 防災機能の強化 >

社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園等に係るものを含む（地方公共団体の補助金を限度とする。）

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置）、特別交付税措置）

- 【防災機能の強化・耐震化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 【非適債事業（避難施設の修繕・資機材等整備）】特別交付税 措置率0.7（令和7年度までの時限措置）

特別交付税 措置率 0.7

一般財源 30%

ご清聴ありがとうございました。